

家内労働委託者の皆様へ！ 委託状況届の提出をお忘れなく。

家内労働者に直接お仕事を委託している委託者の皆様は、
毎年4月末までに、4月1日現在の委託状況の提出が必要です。

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働法に基づき、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃の決定及びその周知、安全及び衛生の確保等のさまざまな施策を推進しております。

この家内労働法第26条（家内労働法施行規則第23条）に基づき、委託者は、毎年4月1日現在の状況について、4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届（法定様式第二号）を、所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、都道府県労働局長に提出することになっております。

委託者の皆様で、今年4月30日までの提出期限となる「委託状況届」を最寄りの監督署に提出されていない場合は、**至急ご提出してください。**
届出様式は、鳥取労働局ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

鳥取労働局のホームページに、「家内労働対策の概要」等を掲載しておりますので、参考にしてください。

（http://tottori-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/oshirase/001.html）

最低工賃に関する詳細は、次のところへお尋ねください。

鳥取労働局労働基準部賃金室	電話(0857) 29 - 1705
鳥取労働基準監督署	電話(0857) 24 - 3211
米子労働基準監督署	電話(0859) 34 - 2231
倉吉労働基準監督署	電話(0858) 22 - 6274